委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県	
3. 市区町村名	壱岐市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	9–1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iki.nagasaki.jp/modules/policy/index.php?content id=1677	

執行機関名 壱岐市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年条例第106号)による医療費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第一の項壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年条例第106号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	用一米 すべく国民は、<u></u><u>佐里が心分ともに<u></u>度やか</u>に生まれ、且つ、<u>自成</u>されるよう努めなければならない。 2 すべて<u>児童</u>は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、障害者、 <u>乳幼児</u> 、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子及び寡婦等に対し医療費の一部を支給することにより、 <u>福祉の</u> 増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年条例第106号) 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(平成16年規則第46号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第6条		
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する</u> 事務		
特定個人情報1	专定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第3条第1号及び第6条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る乳幼児及びその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第6条		
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費 <u>支給認定の変更の認定に関する</u> 事務	乳幼児の保護者に対する医療費の一部助成に係る <u>支給認定の変更の認定に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 二	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第3条第1号及び第6条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る乳幼児及びその保護者係る住民票に記載された住民票関係情報		
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第6条		

②事務の内容	児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する</u> 事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 4 号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例第3条第1号及び第6条 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例施行規則第9条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該届出を行う医療費支給認定保護者又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る乳幼児及びその保護者係る住民票に記載された住民票関係情報

-		
	ett. In	
	備考	
	vm · J	